

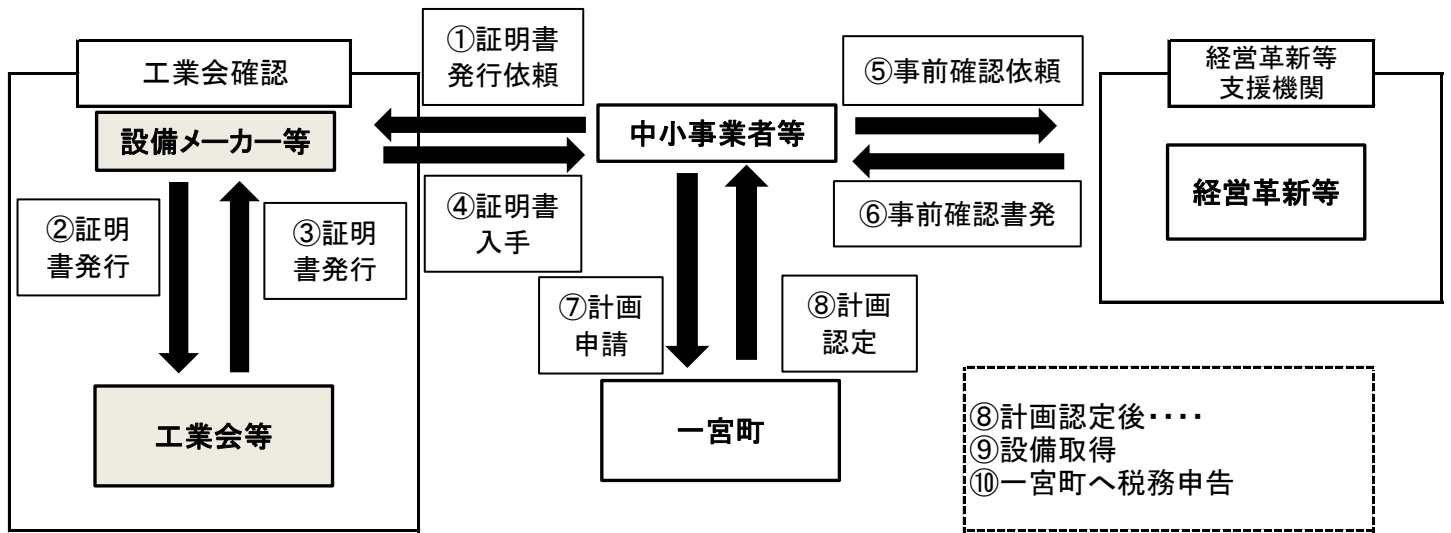
## 固定資産税の特例について(スキーム図)

### <工業会等の確認内容>

- 一定の期間内に販売が開始されたモデルであること
- 生産性向上(年平均1%以上)要件を満たしていること  
の確認(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

### <経営革新等支援機関の確認内容>

- 先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認



【注1】「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日(1月1日)までに工業会証明書を追加提出することで特例を受ける事が可能です。(計画変更により設備を追加する場合も同様。)<詳細事項>

【注2】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。

※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代って申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。

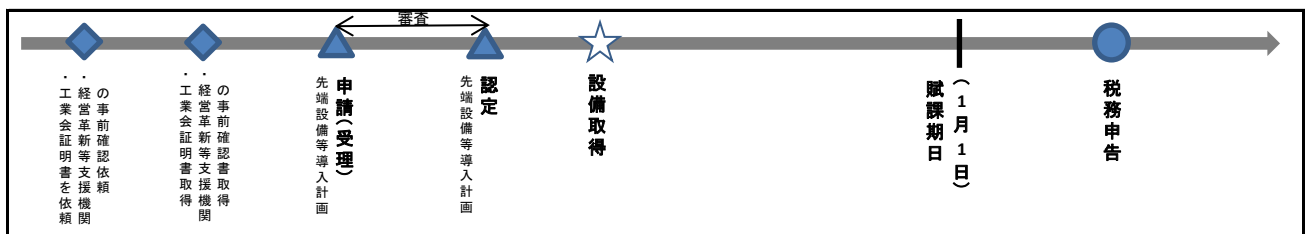
※3 補助金の優先選択を検討されている場合、補助金の交付決定前に契約した設備は補助対象になりませんので、工業会の証明書取得の際などにご留意ください。

### (参考)設備の取得時期について

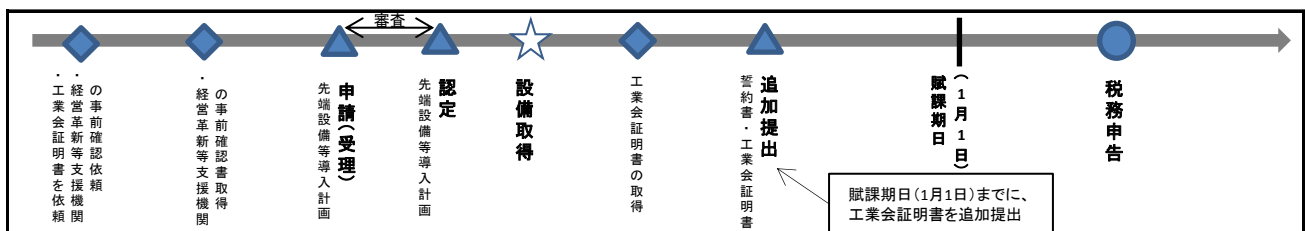
●先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。

●ただし、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定後から固定資産税の賦課期日(1月1日)までに工業会証明書を追加提出することで特例を受けることが可能です。また、計画変更により設備を追加する場合も同様です。

### ○設備取得と計画認定のフロー



### 【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合



【注】工業会証明書につきましては、中小企業等経営強化法の証明書と異なるものとなる可能性がありますので、法律の成立後に公開される様式をご利用いただくようご注意ください。